

議 第 20 号

令和8年3月26日提出

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部を次のように改正したいので議決を  
求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）の一  
部を次のように改正する。

第1条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを  
1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21  
条に規定する教育委員会の職務権限に照らし必要な規定の整備をするため、所要の  
改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>（事務の委任）</p> <p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)から(9)まで 略</p> <p><b>【削る】</b></p> <p><b>(10)</b> 文化財を指定し、又は指定を解除すること。</p> <p><b>(11)</b> 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。</p> <p><b>(12)</b> 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p><b>(13)</b> 通学区域を定めること。</p> <p><b>(14)</b> 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p> <p><b>(15)</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)から(9)まで 略</p> <p><b>(10) 教育予算の見積りを決定すること。</b></p> <p><b>(11)</b> 文化財を指定し、又は指定を解除すること。</p> <p><b>(12)</b> 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。</p> <p><b>(13)</b> 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p><b>(14)</b> 通学区域を定めること。</p> <p><b>(15)</b> 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p> <p><b>(16)</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。